

債務の免除によって受けた経済的利益について非課税所得該当性が争われた最高裁判決(最判令和 8 年 6 月 23 日)

October 2026

In brief

PwC 弁護士法人のタックスローヤー(税法を専門とする弁護士)は、税務コンプライアンスを意識した経営を志向される企業の皆様のニーズに応えるため、付加価値の高い総合的なプロフェッショナルタックスサービス(税務アドバイス、事前照会支援、税務調査対応、税務争訟代理等)を提供しています。PwC Legal Tax Newsletter では、当法人のタックスローヤーが、企業の取引実務や税務上の取扱いに影響し得る裁判例・裁決例その他税法に関するトピックを取り上げて、その内容の紹介や解説をします。

今回は、債務の免除によって受けた経済的利益について非課税所得該当性が争われた最判令和 8 年 6 月 23 日裁判所 HP(以下「**本最高裁判決**」といいます。)をご紹介します。

In detail

1. 事案の概要

本件は、銀行に対する借入金債務を相続した X1 及び X2(被上告人ら。以下「**X ら**」といいます。)が、当該債務について相続開始後に免除を受けたところ、所轄税務署長より、当該免除によって受けた経済的利益は一時所得に当たるとして、それぞれ、所得税及び復興特別所得税に係る更正処分並びに過少申告加算税の賦課決定(以下「**本件各処分**」といいます。)を受けたことから、国(上告人)を相手取り、本件各処分(更正処分については申告額を超える部分)の取消しを求めた事案です。

以下、本件の理解に必要な範囲で、関係法令の定めと事実関係を概観します。

(1) 関係法令の定め

所得税法(令和 3 年法律第 11 号による改正前のもの。以下同じ。)9 条 1 項 16 号(以下「**本件規定**」といいます。)¹は、相続、遺贈又は個人からの贈与(以下、併せて「**相続等**」といいます。)により取得

¹ 本件規定は、現行所得税法 9 条 1 項 17 号に相当する規定です。なお、同号には、非課税所得とされる個人からの贈与により取得するものの範囲から、公益信託から給付を受けた財産に該当するものを除外するための文言が新たに加えられていますが(その結果、公益信託の受託者が個人の場合であっても、公益信託の信託財産から財産の給付を受けたときは、他の非課税所得規定に該当しない限り、所得税の課税対象となります。)、本最高裁判決は、現行所得税法の下でも当然に妥当するものと考えられます。

するもの(相続税法の規定により相続等により取得したものとみなされるものを含みます。)を非課税所得とする旨を規定しています。

また、相続税法 13 条 1 項柱書及び同項 1 号は、相続又は遺贈により取得した財産については、課税価格に算入すべき価額は、当該財産の価額から「被相続人の債務で相続開始の際現に存するもの」の金額のうちその者の負担に属する部分の金額を控除した金額による旨規定しており(以下、この控除を「**債務控除**」といいます。)、同法 14 条 1 項は、その金額を控除すべき債務は「**確実と認められるもの**」に限る旨を規定しています。

(2) 事実関係

本件の事実関係は次のとおりです。

- ① 銀行(以下「**本件銀行**」といいます。)は、平成 5 年 9 月 6 日付けで B を借主、その子である A を保証人として、16 億円を貸し付けたとして(以下、この貸付けを「**本件貸付け**」といいます。)、平成 14 年 2 月 15 日、B 及び A を被告として、本件貸付けに係る元金 16 億円等の支払を求める訴訟(以下「**前訴**」といいます。)を提起しました。
- ② B は、平成 14 年 10 月 23 日に死亡し、その相続人である A 及びその子であり B の養子でもある X1 ら(以下「**B 相続人ら**」といいます。)が前訴を承継しました。
- ③ 本件銀行と B 相続人らは、平成 16 年 4 月 15 日、前訴において、次の内容を含む訴訟上の和解をしました。
 - ア B 相続人らは、本件銀行に対し、本件貸付けに係る借入金債務を法定相続分に従って支払う義務があることを確認し、A は、他の B 相続人らの本件銀行に対する同債務を引き受け、他の B 相続人らはこれを承認する。
 - イ A は、本件銀行に対し、上記アの債務を、(i)平成 16 年 9 月 30 日限り 3 億 7130 万円、(ii)平成 18 年 12 月 31 日限り 2 億 5000 万円、(iii)平成 19 年から平成 28 年まで毎年 6 月 30 日限り各 50 万円(合計 500 万円)、(iv)平成 28 年 7 月 31 日限り 9 億 7370 万円に分割して支払う。
 - ウ 本件銀行は、A が、本件銀行に対し、上記イの分割金のうち(i)～(iii)の合計 6 億 2630 万円を期限の利益を失うことなく支払ったときは、A に対し、同(iv)の 9 億 7370 万円の支払義務を免除する。
 - エ A が上記イの分割金の支払を怠り、本件銀行がその履行を請求してから 1 週間以内に遅滞した全額を支払わないときは、A は当然に期限の利益を失い、本件銀行に対し、直ちに、上記イの総額から既払金を控除した残金及びこれに対する遅延損害金を支払う。
- ④ A は、本件銀行に対し、上記③イ(i)及び(ii)の分割金並びに同(iii)のうち平成 19 年から平成 26 年までの分の分割金を、期限の利益を失うことなく支払いました。
- ⑤ A は、平成 26 年 10 月 27 日に死亡し、A の妻である X2 及び X1 ら(以下「**A 相続人ら**」といいます。)が A を相続しました(以下、この相続を「**本件相続**」といいます。))。
- ⑥ 本件銀行と A 相続人らは、平成 27 年 6 月 24 日、X1 が上記③イの分割金の残額である 9 億 7470 万円の支払債務を免責的に引き受け、X2 がこれを重疊的に引き受ける旨の債務引受契約を締結しました。
- ⑦ A 相続人らは、平成 27 年 8 月 12 日、本件貸付けに係る残債務については、X らがそれぞれ 2 分の 1 ずつ承継する旨の遺産分割協議を成立させました。
- ⑧ X らは、本件銀行に対し、上記③イ(iii)の分割金として、平成 27 年 6 月 25 日に 50 万円、平成 28 年 6 月 15 日に 50 万円をそれぞれ支払い、これによって、同日、同(iv)の分割金 9 億 7370 万円の支払債務(以下「**本件債務**」といいます。))について免除の効力が生じました。
- ⑨ X らは、本件相続に係る相続税の申告において、当初、上記⑥の 9 億 7470 万円の支払債務を各 2 分の 1 の割合で相続したとして、その金額を課税価格に算入すべき価額から債務控除していましたが、平成 29 年 5 月 12 日、これを債務控除しない旨の内容を含む修正申告をしました。

- ⑩ 所轄税務署長は、平成 30 年 4 月 25 日、X らに対し、本件債務の免除により受けた各自 4 億 8685 万円(本件債務の金額の 2 分の 1)の経済的利益が一時所得に当たるとして、本件各処分をしました。

2. 下級審の判断内容

上記 1.(2)⑨のとおり、X らは、本件相続に係る相続税について、本件債務を債務控除の対象としない内容を含む修正申告をしていたにもかかわらず、同⑩のとおり、所轄税務署長は、本件債務の免除により受けた経済的利益が一時所得に当たるとして本件各処分をしたことから、本件では、相続税法上の債務控除の対象とはならなかった債務について、相続後に免除の効力が生じた場合に、当該免除によって受けた経済的利益に所得税を課することが本件規定に反するか否かという点が争われました。

そして、上記争点を巡っては、本件の第一審と控訴審とで判断が分かれる結果となっており、第一審である東京地判令和 5 年 3 月 14 日税資 273 号順号 13829(以下「**本地裁判決**」といいます。)は、X ら(原告ら)の請求を棄却したのに対して、原審(控訴審)である東京高判令和 6 年 1 月 25 日税資 274 号順号 13930(以下「**本高裁判決**」といいます。)は、X ら(控訴人ら)の請求を認容するという経緯を辿っていました。

本地裁判決と本高裁判決の判断内容のうち、上記争点に関する部分は、それぞれ次のとおりです。

(1) 本地裁判決の判断内容

まず、本地裁判決は、「本件債務免除に係る債務は、亡 E(執筆者ら注:A のことを示しています。以下同じ。)の相続開始時点において現に存在していたとはいえるものの、相続人である原告らが本件和解に係る分割金の支払を行えば免除されるものであったことからすれば、『確実に認められるもの』とはいえない。したがって、亡 E の相続税の算定に関して本件債務免除の対象となるべき債務が考慮されなかったのは、相続税(執筆者注:原文ママ)の…定めからすれば当然のことというほかはない」と述べ、本件債務については債務控除の対象となる債務には当たらないことを認定しました。

そして、本地裁判決は、本件規定の趣旨については、「相続、遺贈又は個人からの贈与により取得するものについては、別途相続税又は贈与税が課せられるため、二重課税を避けるために所得税法上は非課税とされたものである」と解した上で、「本件債務免除に係る債務免除益については、停止条件の成就が亡 E の相続発生の後であることから…亡 E を被相続人とする相続税では考慮されていない。したがって、本件債務免除益という所得の発生時にこれを亡 E の相続人である原告らに係る所得税の課税対象とすることは、所得税法 9 条 1 項 16 号の前記趣旨に反するものではないというべきである」と述べるなどして、X らの請求を棄却しました。

(2) 本高裁判決の判断内容

まず、本高裁判決も、本件債務については、「課税価格の算定において相続財産から控除すべき金額を定める相続税法 13 条 1 項 1 号の『被相続人の債務で相続開始の際現に存するもの』にあたるが、本件和解の約定により、期限の利益を喪失することなく一定の分割金の支払がなされた時に免除されるとの条件が付されたものであったところ、相続開始時においては、分割金の残額が合計 100 万円と少額であり…上記分割金の支払義務の履行が容易であると認められるものであったことにも照らすと、近い将来に本件和解の約定に基づいて本件銀行から免除を受ける可能性が極めて高かったといえることができるから、同法 14 条 1 項に規定する『確実に認められるもの』にあたら(ない)」と述べ、債務控除の対象となる債務に当たらないことを認定しました。

次に、本高裁判決は、本件規定の趣旨については、最判平成 22 年 7 月 6 日民集 64 巻 5 号 1277 頁(以下「**平成 22 年最判**」といいます。)に倣い、「相続税又は贈与税の課税対象となる経済的価値に対しては所得税を課さないこととして、同一の経済的価値に対する相続税又は贈与税と所得税との二重課税を排除したものである」と解されると述べつつも、「相続税は、相続財産を取得した利得に対して担税力を見出して課税されるものであるところ、相続財産の取得者が被相続人の債務を承継して負担する場合にはその負担分については担税力が減殺されることになることから、相続財産からの当該債務の控除を認めるとするのが相続税法 13 条 1 項 1 号の趣旨であり、被相続人から承継する債務が『確実に認められるもの』でない場合には担税力が減殺されることにはならないから、当該債務については

相続財産からの控除を認めないとするのが同法 14 条 1 項の趣旨であると解される」とした上で、「このような規定の趣旨を踏まえれば、担税力を減殺させるものではないとして相続財産から控除されなかった相続債務が相続開始後に免除を受けたからといって、これにより債務者に新たな担税力が生じるものと解することは相当でない」としました。

そして、本高裁判決は、「被相続人から承継した現に存する債務であって、相続税申告の際の課税価格の算定にあたって近い将来に免除を受ける可能性が極めて高いこと等を理由に相続税法 14 条 1 項の『確実と認められるもの』にあたらぬとして相続財産から控除されなかった債務が、その後に債権者により免除された場合における当該債務免除に係る相続人の利益については、形式的には債務免除を受けた時点で発生したものといえるとしても、所得税課税との関係では、潜在的には相続により取得していたものとみることが可能であり、また、その具体的な内容をみても、上記申告に係る課税価格のうち相続財産から控除されなかった上記債務に相当する部分の経済的価値と実質的に同一のものといえることができるから、特段の事情のない限り、これに所得税の課税をすることは、所得税法 9 条 1 項 16 号に反するものとして許されないというべきである」とした上で、「本件においては、本件債務を相続財産から控除した場合とこれをしない場合の相続税額の増加額・・・と本件債務免除益を一時所得として所得税の課税をしない場合とこれをした場合の所得税等の本税額の増加額・・・に結果的に著しい差がないこと・・・などの状況に照らしても、上記特段の事情は見当たらない」と述べ、「本件債務免除益に所得税の課税をすることは、所得税法 9 条 1 項 16 号に反して許されない」と結論付け、X らの請求を認容しました。

3. 本最高裁判決の判断内容及び検討

本高裁判決に対しては、国(上诉人)から上告受理の申立てがなされることとなり、本最高裁判決は、本高裁判決を破棄し、本件を高裁に差し戻しました。

本最高裁判決の判断内容は次のとおりです。

「本件規定にいう『相続、遺贈又は個人からの贈与により取得するもの』とは、相続等により取得し又は取得したものとみなされる財産そのものを指すのではなく、当該財産の取得によりその者に帰属する所得を指すものと解される。そして、当該財産の取得によりその者に帰属する所得とは、当該財産の取得の時ににおける価額に相当する経済的価値にほかならず、これは相続税又は贈与税の課税対象となるものであるから、本件規定の趣旨は、相続税又は贈与税の課税対象となる経済的価値に対しては所得税を課さないこととして、同一の経済的価値に対する相続税又は贈与税と所得税との二重課税を排除したものであると解される(以上につき、最高裁平成 20 年(行ヒ)第 16 号同 22 年 7 月 6 日第三小法廷判決・民集 64 巻 5 号 1277 頁参照)。」

「本件においては、被上告人らが A を相続した後に本件債務の免除の効力が生じたのであるから、被上告人らが、これによる経済的利益を相続等により取得したということとはできない。そして、本件相続に関し、本件債務が相続税法 14 条 1 項所定の『確実と認められるもの』に当たらず、相続税の課税価格に算入すべき価額からその金額が控除されないとしても、本件相続後に本件債務が消滅することによって生ずる経済的価値に対して相続税が課されるものではないから、上記経済的利益に所得税を課すことは、同一の経済的価値に対し相続税と所得税とを二重に課すものとはいえず、本件規定の上記趣旨に反するものではないというべきである。したがって、本件債務の免除により被上告人らが受ける経済的利益は、本件規定所定の非課税所得には当たらず、上記経済的利益に所得税を課すことが、本件規定に反するということができない。」

債務の免除によって受けた経済的利益に係る所得発生原因を当該免除に求める限り、本最高裁判決が述べるように、本件債務の免除の効力は本件相続後に生じたものである以上、本件債務の免除によって受けた経済的利益が本件規定にいう「相続、遺贈又は個人からの贈与により取得するもの」に該当すると解することは、文理上困難であると考えられます。

もっとも、この点については、上記 2.(2)のとおり、本高裁判決において、「債権者により免除された場合における当該債務免除に係る相続人の利益については、形式的には債務免除を受けた時点で発生したものである」といえるとしても、所得税課税との関係では、潜在的には相続により取得していたものとみることが可能である」との考え方も示されていました。

しかしながら、本高裁判決の考え方については、沖野眞已裁判官の補足意見において、次のとおり批判がなされています。

「原判決は、当該債務免除に係る経済的利益を、所得税との関係においては、潜在的には相続により取得する経済的価値であるとみることができるとする。確かに、本件においては、私法上、相続人は、約定に従った分割金の一部支払という停止条件を付した債務免除の特約が付された金銭債務を相続しているとみられるから、債務免除益について、停止条件付きで債務免除を受ける期待権ないし地位を相続したとみることも考えられなくはない。しかし、本件において所得税の課税対象とされた経済的利益は、相続開始後に相続人が停止条件を成就させる行為(分割金の支払)をしたことにより、債務免除の効力が生じたことに係る利益であり、仮に上記の期待権ないし地位を相続によって取得したとみるとしても、その取得自体の経済的価値を観念してそれに対して所得税が課されたものとはいえない。したがって、上記の期待権ないし地位を観念したとしても、これをもって相続により取得した『所得』とみることはできず、本件債務免除益について本件規定の該当性を肯定するのは文理上困難である。また、仮に、当該債務免除に係る経済的利益を、所得税との関係においては、潜在的には相続により取得する経済的価値であるとみ、かつ、その経済的価値が、相続税の課税価格に算入されなかった当該債務免除に係る部分の債務の経済的価値と実質的に同一であるとみるとしても、相続税課税において、その経済的価値が課税の対象とされたものとみることができないから、相続税と所得税との間の二重課税の排除を図る本件規定の趣旨に照らしても、本件規定に該当するとみることができない。したがって、当該債務免除益に係る所得について、本件規定の『相続…により取得するもの』に該当するとするのは、本件規定の文言及び趣旨を超える解釈といわざるを得ない。」

また、本高裁判決の結論の妥当性についても、平木正洋裁判官の補足意見において、A が存命中に本件債務の免除の効力が生じたと仮定した場合(仮定事例)との比較の観点から、次のとおり批判がなされています。

「仮定事例においては、本件債務は免除されて消滅したから、①A に対しては、本件債務免除益に所得税が課されることとなり、②その後に被上告人らが A から相続した財産から本件債務は控除されず、そのような相続財産について被上告人らは相続税を課されることとなる(納税者が A であるという違いはあるものの、本件債務免除益は所得税の課税対象となっている。)…これに対して、原判決の考え方によれば、①仮定事例と同様に、本件債務は相続財産から控除されず、そのような相続財産について被上告人らは相続税を課されることとなるものの、②仮定事例とは異なり、本件債務免除益に所得税は課されないことになる。このような原判決の考え方の下では、本件債務免除益が明らかに発生しているにもかかわらず、相続という事象を経ることによって、だれも本件債務免除益に係る所得税を納税しないという結果を招いており、仮定事例における課税関係との均衡を欠いている。」

本最高裁判決が引用している平成 22 年最判は、年金払特約付き生命保険契約の被保険者兼保険料負担者であった夫の死亡により、保険会社から保険金としての年金の支払を受けた納税者が、税務署長からその年金に対して所得税を課す旨の更正処分を受けたことから、当該年金は相続税法(平成 15 年法律第 8 号による改正前のもの)3 条 1 項 1 号のみなし相続財産として所得税法(平成 22 年法律第 6 号による改正前のもの)9 条 1 項 15 号²の非課税所得に当たるとして、その取消しを求めたという事案の下で、同号の趣旨を「相続税又は贈与税の課税対象となる経済的価値に対しては所得税を課さないこととして、同一の経済的価値に対する相続税又は贈与税と所得税との二重課税を排除したものである」とした上で、年金の方法により支払を受ける保険金のうち有期定期金債権に当たるものについては、年金の各支給額

² 条文の号番号は異なりますが、本件規定に相当する規定です。

のうち被相続人死亡時の現在価値に相当する部分が相続税の課税対象となる経済的価値と同一のものであるとして、非課税所得になると判断したものです。

本最高裁判決も、このような平成 22 年最判の検討枠組みを前提としていると思われますが、平成 22 年最判の事案では相続時に所得発生原因が生じていると考えられることに対して、本件では相続時ではなく相続後に所得発生原因が生じていると考えられることから、本最高裁判決は、相続税法上の債務控除の対象とはならなかった債務であったとしても、当該免除によって受けた経済的利益は本件規定の「相続…により取得するもの」(すなわち、平成 22 年最判のいう「相続税又は贈与税の課税対象となる経済的価値」)には当たらないことを明らかにしており、平成 22 年最判で示された二重課税排除法理の射程は及ばないとしたものと考えられます。

ただし、本最高裁判決の多数意見に対しては、石兼公博裁判官によって、次のような反対意見も付されています。

「本件において、本件債務が免除されたことによって被上告人らが受ける経済的利益に対して所得税を課すことが二重課税に当たらないとする論拠には、『相続税の課税対象は積極財産であって、消極財産(債務)はその課税価格を算出する際の控除要素にとどまり、課税対象に含まれない』というものが考えられる。確かに相続税法は、債務に関する規定を、相続税の課税価格に算入すべき価額との関係で設けているが…課税価格(課税標準)は飽くまでも課税対象(課税物件)を数量化して税額を算出するための概念であって、相続税の課税価格の算出に当たって債務が控除されるか否かは、その課税対象の範囲にも関わる事柄とみるべきである。そして、所得税においては、『課税対象は積極財産に限り、消極財産は課税標準の算出に当たって考慮されるにすぎない』とは考えられていない。多数意見も引用する最高裁平成 22 年 7 月 6 日判決は、本件規定の趣旨を『相続税…の課税対象となる経済的価値』に所得税を課さないことと判示しているが、以上でみたところによれば、ここでいう『課税対象となる経済的価値』を、積極財産に限定すべきであるとは考えられない。そうすると、本件債務の消極的経済的価値が相続税の課税価格の算定において控除されなかったことは、単に課税標準の算定の問題にとどまるものではないというべきであって…これに相当する経済的価値が相続税の課税対象とされたことを意味するものと理解すべきである」

The takeaway

上記 3.のとおり、本最高裁判決は、相続税法上の債務控除の対象とはならなかった債務について、相続後に免除の効力が生じた場合に、当該免除によって受けた経済的利益が非課税所得に該当するか否かという論点(非課税所得該当性)に関して判断を下しましたが、当該免除によって受けた経済的利益がそもそも所得税法上の所得に当たるか否かという論点(所得該当性)に関しても判断を下したものではありません。

この点については、沖野真已裁判官の補足意見においても、「原判決が指摘する…担税力に関する評価は、債務免除益に対する所得税課税の根拠との関係で、本件場合における相続人の債務免除益の所得該当性に影響するとも考えられる」とした上で、「そもそも、債務免除益に係る所得税課税の根拠及び要件については様々な議論がある上、本件におけるような相続に関わる場合の相続債務との関係については、従来、十分な議論がされてきたとはいえない。多数意見は、本件における本件規定の適用について判断したものであって、本件場合における相続人の債務免除益の所得該当性について、肯定、否定いずれの判断をしたものでもない。」と明らかにされています。

そのため、差戻審及び今後の裁判例・学説においては、債務免除益に係る所得税課税の根拠及び要件、相続に関わる場合の相続債務との関係について、引き続き議論がなされるものと思われます。

Let's talk

より詳しい情報、または個別案件への取り組みにつきましては、当法人の貴社担当者もしくは下記までお問い合わせください。

PwC 弁護士法人 第一東京弁護士会所属

〒100-0004 東京都千代田区大手町 1-1-1 大手町パークビルディング

電話：03-6212-8001

Email: jp_tax_legal-mbx@pwc.com

www.pwc.com/jp/legal

- PwC ネットワークは、世界 100 カ国以上の拠点に約 3,500 名以上の弁護士を擁しており、幅広いリーガルサービスを提供しています。PwC 弁護士法人も、グローバルネットワークを有効に活用した法務サービスを提供し、PwC Japan グループ全体のクライアントのニーズに応えていきます。
- PwC Japan グループは、PwC ネットワークの各法人が提供するコンサルティング、会計監査、及び税務などの業務とともに、PwC 弁護士法人から法務サービスを企業のみなさまに提供します。

税務チーム／執筆者

パートナー

弁護士・公認会計士

北村 導人

michito.kitamura@pwc.com

弁護士

村島 大介

弁護士

佐野 結梨

本書は法的助言を目的とするものではなく、プロフェッショナルによるコンサルティングの代替となるものではありません。個別の案件については各案件の状況に応じて弁護士・税理士の助言を求めて頂く必要があります。また、本書における意見に亘る部分は筆者らの個人的見解であり、当弁護士法人の見解ではありません。

© 2026 PwC Legal Japan. All rights reserved.

PwC refers to the PwC network member firms and/or their specified subsidiaries in Japan, and may sometimes refer to the PwC network. Each of such firms and subsidiaries is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.